資料3

立地適正化計画等検討会議の役割･検討スケジュール

1 趣旨

都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第８１条に規定する立地適正化計画を検討するために、京丹後市立地適正化計画等検討会議（以下「検討会議」という。）を設置します。

2 所掌事項

立地適正化計画の策定等に関すること

持続可能な都市を構築するために必要な事項に関すること

（都市計画マスタープラン等の実施状況や市の実情を踏まえ、都市機能増進施設（都市機能の増進に寄与するもの（医療、福祉、商業などの施設））の適正化を図るための計画について事務局から示された素案に対し、検討会議において審議し、計画（案）の策定を図る。）

3 委員任期

１年間

4 検討スケジュール

３月２５日　　第１回検討会議（立地適正化計画）

５月（予定）　　第２回検討会議（現状分析・課題、各地域拠点の目標）

８月（予定）　　第３回検討会議（立地適正化計画案の策定）

項目	R6年度	R7年度								
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
議会										●
パブコメ								→	→	
都市計画審議会				●			●			
検討会	●		●			●				
住民説明										
住民アンケート		→	→							